

新型インフルエンザに対する金沢大学の方針について（第 3 報）

学生・教職員 各位

平成 21 年 5 月 20 日付けで示した本学の基本方針について、政府の新型インフルエンザ対策本部の基本的対処方針を踏まえ、旅行（国内、国外問わず）の自粛要請を解除します。

また、旅行終了後の健康管理期間を 4 日間とします。

今後の旅行については、現地の感染状況等の最新情報を入手するとともに十分な感染予防措置を行ってください。

以下に今後の基本方針を示します。

金沢大学長 中村 信一

1. 日常生活について

うがい、手洗い、マスクの着用等の感染予防措置を徹底するとともに、人混みの多い場所はなるべく避けてください。

特に今時期における各種集会やスポーツ大会等に参加（本学での開催を含む）する場合には、十分な感染予防措置を行ってください。

2. 各種活動について

(1) 旅行中の感染予防

新型インフルエンザ発生地域（国内、国外問わず）を訪問する場合には、特に注意し、うがい、手洗い、マスクの着用等の十分な感染予防措置を行ってください。

なお、当該地域への訪問が必要な場合には、教職員については所属部局の総務担当係、学生の場合については学生課学務担当係まで、事前に連絡してください。

新型インフルエンザ発生地域：厚労省HP <http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/infuenza/index.html>

(2) 上記(1)訪問後の健康管理

旅行終了日を第 1 日目とした 4 日間の健康管理を求めます。

旅行者は、別途定める「健康管理記録用紙」に健康状況を記入し、教職員については所属部局の総務担当係、学生の場合については学生課学務担当係まで提出してください。

もし、異常を認めた場合には、最寄りの発熱相談センターまで相談し、後日、保健管理センターまで電話又はメールで報告してください。

(3) 海外渡航中の者

滞在中の学生、教職員に対して、大学として帰国要請は行いません。

現地滞在中は、日本大使館等からの情報・指示に従うほか、個々の責任で感染予防措置を積極的に行うとともに、感染する可能性が高いと思われる地域へ近寄らないようにしてください。

3. 新型インフルエンザの症状が確認された場合

今後、発熱（37.8 ）又は呼吸器症状（鼻汁や鼻閉、咽頭痛、咳）を認めた場合には、最寄りの発熱相談センターに相談することとし、新型インフルエンザ感染者と認定された者又は新型インフルエンザの感染の疑いがある者（発熱又は呼吸器症状を認めた者）に対しては、新型インフルエンザが治癒する又は感染していないと認められるまでは、登学（勤務）禁止とします。